

平成24年度 大阪市社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 平成24年12月17日（月） 午前10時00分～11時07分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階 共通会議室

3 出席委員 19名

石田委員、伊藤委員、乾委員、岩間委員、上野谷委員、太田委員、神谷委員、北尾委員、小池委員、小山委員、白澤委員、須川委員、辻委員、手嶋委員、中田委員、橋本委員、八尾委員、牧里委員、増田委員

山田福祉局長あいさつ

皆様、おはようございます。福祉局長の山田でございます。

本日は年末の公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、皆様方には平素から福祉行政はもとより、市政各般にわたりましてお力添えをいただいております。心から厚くお礼申し上げます。

本審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議する機関でございまして、昭和42年に設置されて以来、これまで多くの貴重な答申や提言をいただいております。委員の改選に伴いまして、今回より委員にご就任いただいた皆様方、引き続きご就任をいただいております。皆様方には、今後とも大阪市の福祉の向上に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は新たな任期の最初の総会となります。審議事項といたしましては、専門分科会等の改編についてなど提案させていただくこととなっております。また、社会福祉施設の整備等に関する事項や、高齢者福祉に関する事項につきまして、新たに分科会等を設置いたしまして、委員の皆様方の貴重な答申や提言をいただき、今後の福祉行政を進めてまいりたいと考えております。

社会福祉の分野におきましては、利用者自らが福祉サービスを選択し、だれもが住み慣れ

た地域において、自分らしく健康で安心して暮らし続けることができるよう、より市民の立場に立った地域福祉の推進がますます重要となってきております。

一方、本市におきましては、本年7月に「市政改革プラン」を策定いたしまして、大阪市内にふさわしい大都市制度の実現を見据え、市民の安全安心を担う基礎福祉行政について、住民により身近な区において、それぞれの地域の特性や実情にあった施策・事業を決定していく、新しい住民自治、新しい区政運営の実現を目指すこととされております。

今後とも当審議会での議論を踏まえまして、だれもが住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けまして力を注いでまいりますので、委員の皆様方の今後より一層のご支援とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

事務局

出席委員並びに出席職員の紹介

出席状況の報告、配布資料の確認及び会議の公開について

議事

事務局

本日は新しい任期が始まりまして、最初に開催される総会でございます。社会福祉法第10条の規定により、委員長は委員の互選で選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか。

事務局案といたしましては、これまで委員長代理を白澤先生にお願いしてきたところであり、白澤委員に委員長をお願いするということがいかがでしょうか。

(拍手)

事務局

それでは、白澤委員にお願いしたいと思います。

白澤委員長、中央の委員長席にご着席をお願いいたします。

それでは、白澤委員長から、ごあいさつをお願いいたします。

白澤委員長

ただいまご推挙いただきました白澤でございます。若輩ではございますが、皆さま方のご支援ご指導をいただきながら、大阪市社会福祉審議会の委員長を務めさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

本日は年末の大変お忙しい中、皆さま方にはお集まりいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

本日は新たな任期の最初の総会でございます。大阪市社会福祉審議会というのは、大変重要な大阪市の社会福祉の施策を方向づけていく上で、意義をもっていると思っております。これまで右田委員長のもとでこの審議会が進められてきましたが、ぜひ今後ともよろしく願い申し上げたいと思っております。

特に、昨日、衆議院議員の選挙もございました。おそらく社会保障の仕組みも大きく変化する、そういう時期にあるかと思っております。そうした中で、地域住民の方というのは、必ずしも国の政策のみで地域の中で支えられるわけではございません。おそらく、地方自治の中で、一人一人が支えられる仕組みを、地域の側がどのようにつくっていくのか。審議会のもつ役割が大変大きいかと思っております。ぜひ、皆さまのご支援をいただきながら、進めていきたいと思っております。

その最初の総会でございますが、本日は専門分科会の改編ということで、新しく本社会福祉審議会が方向づけをしていくスタートの日になるかと思っております。ぜひ皆さま方のさまざまなご意見をいただきたいと思っております。限られた時間ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、委員長としてのごあいさつと開会のあいさつにさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。ここからの進行につきましては、白澤委員長にお願いいたします。白澤委員長、よろしく願いいたします。

白澤委員長

それでは、議事のほうを進行させていただきたいと思っております。

まずはじめに、委員長代理の指名についてでございます。

委員長代理につきましては、配付資料の中にあります社会福祉審議会の条例第4条により、委員長が指名するということになっております。大変僭越ではございますが、私から委員長代理を指名させていただきたいと思っております。

委員長代理には、これまで地域福祉の分野でお世話になっております牧里委員にお願いしたいと思っておりますが、ご承諾をいただけますでしょうか。

それでは、牧里委員長代理、中央の席にお願いしたいと思っております。

一言、牧里委員長代理よりごあいさつをお願い申し上げます。

牧里委員長代理

よろしくお願ひしたいと思ひます。委員長の補佐役ということで、何か事故があれば対応するということでしょうけれども、常日頃からちゃんと対応していないと、いざというときに対応できないというのは、東日本大震災でわかつた話でございます。

白澤委員長をお支えすることが、実は大阪の福祉を支えることではないかと私は思っております。福祉に関しては、社会事業のメッカというのは大阪だと思います。歴史と伝統をもっている審議会でございますので、今後もキラリと光るといふか、まぶしいばかりの大阪市にしていきたいと思っておりますので、私共々、白澤委員長も含めて、ご協力ご支援をお願いしたいと思ひます。

白澤委員長

頼もしい委員長代理でございます。よろしくお願ひします。

それでは、案件に戻らせていただきますが、まず最初に、「社会福祉審議会専門分科会の新設・改編について」、事務局からご説明いただきます。資料1でございますが、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局（西崎 福祉局総務部企画担当課長）

それでは、資料1に沿ひましてご説明いたします。

本市福祉局で設置しております高齢者施策推進会議及び法人選考委員会につきましては、見直しを図ることといたしました。

まず、高齢者福祉に関する事項のうち、主に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策

定に関する事項につきましては、高齢者福祉に関する事項を調査審議する等、審議会の高齢者福祉専門分科会と審議内容が類似していることから、当専門分科会に統合してまいりたいと考えております。統合にあたりましては、高齢者福祉専門分科会においてこれまで同様、高齢者福祉に関する事項の調査審議を行いますとともに、新たに保健福祉部会、介護保険部会の2部会を設置し、各部会を中心に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定について調査審議を行ってまいりたいと考えております。

また、法人選考委員会におきましては、調査審議内容が社会福祉施設の整備や社会福祉法人の設立等に関することであり、当審議会の調査審議事項である社会福祉に関する事項であると考えられることから、当審議会・専門分科会として新たに設置し運営してまいります。新設する分科会の大阪市社会福祉審議会の社会福祉施設・法人選考専門分科会につきましては、これまでの法人選考委員会と同様に、社会福祉施設の整備並びに社会福祉法人の設立・合併・解散・その他これらに準ずる権利関係の変更に係る適正性及び妥当性の審査をしてまいります。

以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

白澤委員長

ただ今、ご説明いただきましたように、資料1でございますが、高齢者福祉専門分科会に新たな部会を追加する。同時に、社会福祉施設・法人選考専門分科会についての新設について、事務局から提案がございました。これは、新設と改編ということでございますが、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

従来は別組織で、高齢者問題や社会福祉施設の法人選考などを行ってききましたが、社会福祉審議会という大きな枠組みの中で審議をしていくことを事務局から提案をされていると思いますが、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見、ご異議、ございませんでしょうか。

中田委員

きょう直ちにとということではありませんが。私は児童福祉施設を長くやっていますが、この頃は児童だけじゃなくて、子どもと家庭という視点にたっています。入所施設なんかは特にそうなんです、家庭の問題も含めて考えないといけないかと思えます。高齢については大阪市も、いろいろ考えていますが、児童福祉もそのへんを考えていただきたいと思えます。家庭の視点がないと、虐待全体の問題もうまく機能しないと思えますので。今後、少し考え

ていただきたい分野があるということを申し上げさせていただきます。

白澤委員長

今回ということではなくて、今後のことですが、児童福祉も専門分科会というのがあるわけですが、児童と家庭を一体的に、よく児童・家庭というキーワードで説明もされますように、子どもの問題は家庭を切り離してなかなか考えられないということです。もう少し一体的にとらえるような分科会というようなご提案だと思います。今後の審議会の中で事務局として、今後検討いただくということにさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょう。

上野谷委員

方向性はいいと思いますが、この新しい分科会を設置するということは、従来までの委員会を再編するわけですから、なくすということですよ。そう考えてよろしいですね。介護保険も、保健福祉も同様ですね。そうしますと、この審議会の役割は大きくなります。その際に、それぞれのご専門の方たちの専門委員会をつくるとか、いろいろ考えておられるでしょうけれども、その詳細について少しお知らせいただけませんかでしょうか。

例えば、社会福祉施設・法人選考専門分科会は、とても大事な状況に各市町村ともなっております。障がい、児童、高齢、すべてを含みますし、民間事業者の進出等、外国資本も入っているような状況であります。この委員会をサポートするのは全部事務局が行い、行政主導でおやりになると、そういうふうにとってよろしいでしょうか。

白澤委員長

今のご質問は、例えば高齢者福祉専門分科会や法人の選考分科会というのは、従来のままいくのか。一定こういうような仕組みになると、制度そのものをもう一回委員会の再編みたいなものが生じるのかどうかというのが一点だということ。

もう一点は、法人の選考委員会というのは、社会福祉法人のあり方みたいなことを考えると、そうしたことを含めた選考の分科会になるのかどうかという、そういうご質問だと思いますが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいのですが、どのような形で再編をしていくのか。具体的にイメージみたいなものでいいので。

事務局（小倉 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

今のご質問でございますが、基本的には高齢者施策推進会議を踏襲するというで考えております。高齢者福祉専門分科会の委員につきましては、資料の2でございますように、9名の先生方をお願いしたいと思っております。なお、保健福祉部会、介護保険部会につきましては、今ございますそれぞれの部会を基本的には踏襲してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局（西川 福祉局総務部法人監理担当課長）

基本的には従来から実施しております法人選考委員会会議を踏襲させていただきまして、この社会福祉審議会の中で運営させていただきたいと考えております。ただ、委員ご指摘のように、今後の社会福祉施設の推進、それにかかる法人格の問題等につきましては、大阪市全体として議論されているところもございます。そのへんの今後の考え方と、それをどういうふうに変考していくかにつきましては、それぞれの事業担当とも協議しながら、考えていきたい。現状、方向性ということでは、まだ作成しておりませんが、今後、考えていきたいと思っております。以上です。

白澤委員長

一つは、今のご質問との関係で、高齢者福祉専門分科会につきましては、社会福祉審議会の中に位置づけられているということで、恐らく高齢者の保健福祉の保健部分がずいぶん弱くなるんだろうと思いますので、そのあたりを、専門分科会としてきちっと位置づけをしてメンバーに参画をするということのご配慮をぜひお願いします。今のご質問との関係ではお考えいただくと大変ありがたいと思います。

二つ目は、上野谷委員からのご質問とも関係ありますが、この法人選考分科会で議論するのか、どこで議論するのかわかりませんが、大阪市の中でやはり、とりわけ社会福祉施設について、各分科会で一定の量とか、そういう議論はできるんだろうと思うんですが、そういう法人選考のあるべき姿ということについては、どこかでご議論いただくような機会をぜひ準備をし、そういう方向づけをした中で、選考していくというようなことをお考えいただければ、大変ありがたいと思いますので、少しそのあたりも事務局でご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

なければ、資料1にあります社会審議会専門分科会の新設と改編について、お認めをさせていただきますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

白澤委員長

どうもありがとうございます。

続きまして、専門分科会の委員の所属につきまして、事務局からご提案をお願いしたいと思います。

事務局(西崎 福祉局総務部企画担当課長)

資料2でございますように、それぞれの専門分科会のご所属について、事務局として案をつくらせていただいております。これについてご審議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

白澤委員長

新しくお入りいただいた委員の皆さま方、あるいは前回から引き続いて委員になっておられる先生方で、恐らく前回の委員の皆さま方そのままの部分はずいぶん多いのだと思いますが、こういうような所属専門分科会ということでよろしいのかどうかについて、ご出席いただいている先生方の、自分のところを見ていただきながら、ご意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、委員の所属につきましては、資料2のとおりで進めさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございます。

次に報告事項に入らせていただきたいと思います。「大阪市地域福祉推進指針」の策定について、事務局からご説明お願いたします。

事務局(橋本 福祉局生活福祉部総合福祉調整担当課長)

「大阪市地域福祉推進指針」の策定につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料3をご覧いただきたいと思えます。

「大阪市地域福祉推進指針」の策定についてでございますが、1のところ、「これまで

の本市での取り組み」にありますように、本市では社会福祉法第107条に基づきまして、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりに向けまして、「大阪市地域福祉計画」を、第1期計画期間といたしまして平成16年度から20年度、第2期計画期間といたしまして平成21年度から23年度として、策定いたしますとともに、各区におきましては、「地域福祉アクションプラン」を策定いたしまして、大阪市の地域福祉の推進に努めてまいったところでございます。

次に2。「地域福祉計画」から「地域福祉推進指針」へ、をご覧ください。

第2期地域福祉計画に引き続きまして、平成24年度からの第3期計画の策定準備を進めてまいったところですが、「市政改革プラン」に基づく「新しい住民自治の実現」に向けた取り組みを進めることとなりまして、地域福祉分野におきましても、市政改革プランの方針に沿った各区の実情に応じて主体的な区政運営を行いますため、これまでのように大阪市域を単位とした1つの「計画」として策定せず、区の特徴ある地域福祉の取り組みの推進に向けまして、「大阪市地域福祉計画」を、「大阪市地域福祉推進指針」にかえて策定することといたしましたところでございます。

なお、この経過につきましては、本年3月に開催されました前回の社会福祉審議会総会におきまして、ご報告をさせていただきましたとおりでございます。

次に裏面の3、「大阪市地域福祉推進指針」とはでございますが、すべての地域福祉の担い手が、おのおの取り組みを協力して進めていくにあたりまして、目指すべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方等を記載したものでありまして、推進主体は、すべての区民、団体、事業者、行政機関等の、地域福祉の担い手を対象といたしております。

指針の取り組み期間は、本市が大きな改革を行う時期にありますことから、平成24年度に策定をいたしまして、「大阪にふさわしい自治の仕組みづくり」ができるまでの期間と、設定をしたところでございます。

この地域福祉推進指針の素案は、地域福祉推進会議の委員の皆様方に、本年度におきまして研究部会を3回、本会議を1回、ご参画ご検討いただきまして、第1期からの計画の理念を継承し伝えていくこと、第3期計画に向けてご検討いただきました内容を生かしてまいりますことなど、基本といたしまして取り組んでいただき、策定を進めてまいりました。

また、本指針は市政改革プランのアクションプラン編にあります区政運営の目指す姿として、自立した自治体型の区政運営がうたわれてございまして、各地域の実情に応じた主体的な創意のある取り組みを進めていただけるよう、これまでの計画のように大阪市域を単位と

して目標値や手段を記載したものではなく、地域福祉を推進していくための理念的なものを中心として記載をしてございます。

次に『4の「大阪市地域福祉推進指針」の内容と今後のスケジュール』でございしますが、まず、指針の内容につきまして、「大阪市地域福祉推進指針の策定に向けて」という冊子と、別紙の1「大阪市地域福祉推進指針（素案）の概要版」、この2つをご参照いただきながらのご説明といたしたいと思っております。なお、ご覧の素案は、本年8月8日から9月7日にかけて、市民の皆様パブリック・コメントにより意見を募集させていただく際に作成いたしましたものでございます。

これまでの地域福祉計画では、基礎自治体として施策・取り組みと、広域行政に関する施策・取り組みの両方を記載し取り組んできたところでございますが、本指針では地域福祉の基礎自治体的な内容といたしまして、区民や区役所、地域の団体やNPO、社会福祉法人等による、各区における地域福祉を推進する取り組みに焦点を当てまして、その課題や方向性等を記載したものとさせていただきます。

それでは、指針の内容につきましてご説明いたします。冊子を1枚めくっていただきますと、「大阪市地域福祉推進指針（素案）」でございます。さらに1枚めくっていただきますと、目次がございます。第1章から第5章までの5つの章で構成されております。

本文の2ページをご覧ください。

第1章では、「大阪市地域福祉推進指針」の策定にあたってと題しまして、2ページから5ページにわたりまして、これまでの計画にかえまして指針を策定するにあたっての考え方と、「新たな大都市制度」に向けての移行期となります、大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進にあたっての課題等を記載してございます。

6ページをご覧ください。

第2章では、地域福祉の推進にあたって（地域福祉とは）と題しまして、地域福祉とは何か、どのような福祉なのかという理念的な内容を記載しております。この6ページから、1といたしまして基本的な考え方、それから7ページの中段でございます、地域福祉の具体化のための視点につきまして、記載しております。この部分は第1期計画からの基本理念を引き継いでございますが、新たな視点といたしまして、9ページの中段、視点⑧経営感覚も取り入れた総合的な観点からの施策・事業の展開を加えさせていただいております。同じく9ページ、その下には、地域福祉の担い手、さらに11ページの下段、4といたしまして、地域福祉推進の方向性につきまして記載しておりますが、この部分は第1期、第2期の計

画の内容に、第3期計画に向けて検討いただきました内容を加えまして、さらに今日的な視点から一部新たな要素もつけ加えまして、7つの方向性を、12ページ以降に示させていただきます。

12ページの上段ですが、方向性の①といたしまして、だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように、から始まりまして、13ページの一番下にあります方向性の⑦まで、これまで考えられていました地域福祉の担い手に加えまして、多様な分野の主体に新しい担い手として参加し協力していただくことで、広がりを持った大きな力を生み出すことを期待した取り組みとしてございます。

14ページをご覧ください。

第3章は、地域福祉アクションプランの検証と更なる推進についての記載でございます。これまで各区では、第1期計画に基づき「地域福祉アクションプラン」を策定いたしまして、区ごとに地域福祉の推進に努めてまいりました。これまでの取り組みの中には、アクションプランがイベント的な傾向になっているなどのケースなどもございまして、15ページの中段にありますように、課題①福祉課題の解決を指向した取り組みの強化や、さらに16ページの上段、課題②校区等地域を単位としたアクションプランの作成、その下にございます課題③自立した区政運営を進めていく中で必要と考えられますPDCAサイクルの確立によるアクションプランの発展、などの課題を取り上げてございます。

また、以降、17ページまで、今後新たな基礎自治体において、区総合計画や区地域福祉計画の策定を進めていくことが想定されますので、その期間を視野に入れて、区のアクションプランを進めていくことにつきまして、記載をさせていただきます。

18ページをご覧ください。

第4章では、いま求められている取り組みといたしまして、第3期計画の策定に向けて検討いたしました際に、特に重点的に取り組むことが必要であると考えられた項目を選んで記載をさせていただきます。1といたしまして、みんなで支え合う豊かなコミュニティづくり。2といたしまして、支援が必要な人々へのつながりづくり。19ページの下段に、3といたしまして、災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり。20ページの中段、地域福祉活動の担い手の層を厚くする取り組み。さらに21ページの中段、5といたしまして多様な協働（マルチパートナーシップ）によるサービスの創出と地域づくり、という5つの今日的な課題を取り上げまして、市政改革プランとの整合性も図りながら、取り組みの方向性について提案させていただきました。

23ページをご覧ください。

第5章は、大阪にふさわしい「福祉コミュニティを創出する仕組みの再構築」についての記載です。新たな自治の仕組みができるまでの期間とされるこの時期におきまして、区と市のあり方を考慮いたしまして、新規に項目を起こしてございます。主に区役所を読み手といたしまして想定した記載となっております。各区において、市政改革プランの大きな公共を担う活力ある地域社会づくりや、自立した自治体型の区政運営という課題を、地域福祉の領域におきまして具現化するにあたっての取り組みの方向性を、23ページから30ページにわたります例示をしてございます。

以上、たくさんの量でございますけれども、推進指針素案の概要の大筋のご説明となりまして、恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、区におけます状況でございますが、区将来ビジョンの策定に向けて取り組んでいるところで、すでに区政運営の中で区地域福祉計画の策定に向けて準備が進められているといったところもございまして、今後より一層の各区ごとの独自性を発揮した地域福祉活動を推進する新たな取り組みが進展してまいりますものと考えており、本推進指針の方向性に沿った進捗となっていくものと考えてございます。

次に、別紙2をご覧ください。本指針に基づきますパブリック・コメントの結果をまとめたものでございます。

1といたしまして、募集期間は先ほど申し上げましたように、平成24年8月8日から24年9月7日まで。

募集方法といたしましては、郵便、ファックス、電子メール、持参。

3といたしまして、素案の公表方法でございますが、福祉局地域福祉課でございますとか、各区保健福祉センター、ホームページでご覧いただけるようにしてございました。

4の意見提出件数でございますが、提出件数は総件数21件で、意見の件数といたしましては53件となっております。下段にございますように、30歳代～75歳以上の方からのご意見を寄せられたところございまして、また1団体からも意見をいただいております。おおむね自立的な地域福祉活動への訴えと励ましをもった内容のご意見といったようなことございまして。

もう一度資料の3に戻っていただきまして、今後の方針でございます。本市の地域福祉の推進は、区長のマネジメントに基づきまして、各区の実情に応じまして、地域に最もふさわしい地域福祉活動を進めてまいりたいと考えてございまして、各区における「地域福祉計

画」の策定の本指針が礎となるように、福祉局といたしましても引き続きまして支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上、「大阪市地域福祉推進指針」の策定につきましての概要のご報告とさせていただきたく、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

報告事項ではございますが、「大阪市地域福祉推進指針」の策定につきまして、何かご質問ご意見、いかがでしょうか。

この地域推進会議は、牧里委員長代理のもとでやってこられました。牧里委員長、何かございますでしょうか。

牧里委員長代理

皆様ご承知のように、大阪市がこれからどんなふうになるのか。区割りがどうだとか、いろいろやきもきすることが多いですけども、最終的な着地点がまだ見えない中で、このままほったらかしにしておいていいのかと、こういう問題意識の中で、これまでやってきたことをちゃんとリレーして引き継げるようにしようと思えば、今の区の段階で、これまでやってきたことのエッセンスを引き継いで、自ら立ち上がっていく支援をしなくちゃいけないんじゃないか、ということで指針となりました。

以前は、大阪市の地域福祉計画ということで、区にアクションプランをつくっていただくという、どちらかといえば、トップダウンで方向性を示してやってきたわけですけども、そうはいかなくなってきた。かといって、じゃあそれを放棄して、リセットして、何もなかったようなふりをするのか、これも問題が多いんじゃないかと。むしろ、指針というものを出して、これまでの伝統を区に引き受けるところは引き受けていただく。ここがなかなか微妙なんですけど。各区の独自性を尊重するわけでありますから、もういらないというトップの方もいらっしゃるかもしれません。いやいや、せっかくここまで書いていただいたんだから、それをてこに頑張っていきたいと言っていた区もあるかもしれません。

いずれにせよ、区割りがどうなるのかによって、見えないんじゃないか。そういう状況の中でありますと、ややもすれば、形が決まってからやったらええんちゃうという方も出てくるかもしれません。そういうことをちょっと恐れておりました、そうじゃなくて、現在の区

の中でちゃんと区民の皆さんと一緒にやっていく力を培って、それを見える形にもっていかないと、学区にしてもたぶんダメなんじゃないか、というふうに考えております。

そういう意味でいうと、ボトムアップでこれからの大阪市をつくりあげていく、一つの礎としてこの推進指針を参考にさせていただければと思っております。以上です。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

すでに各区でやっているアクションプランを、充実をさせていく。それが、今、牧里委員長代理からの話では、ボトムアップにきちっとそれぞれの区の中で自立した計画をつくり、アクティブに活動していただくと。そういうガイドラインを作成することによって、従来との施策の連続性をもちながら新しい施策の中にうまく着地させていくと、こういうことだと思いますが、ほかに何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

今回、報告事項ということでございますので、これは推進会議等でやってきた経過と、その成果でございます。それぞれのアクションプランが、ありようとしてはなかなか地域・区全体の計画になりきれていない部分もあるかと思っておりますので、ぜひガイドラインをベースにしながら、全体としての仕組みをもう一度つくり直していくと、そのためにはそれぞれの区の中での力量は大変求められますので、そういうことを高めていくことは非常に大事だろう。こういうように思います。

事務局（橋本 福祉局生活福祉部総合福祉調整担当課長）

1点だけ補足をさせていただきます。

パブリック・コメントを実施いたしまして、受けましたご意見を、整理をすましてございます。所定の手続きを行いまして、12月末頃にはホームページで指針を公表させていただくよう予定してございますので、重ねてご報告申し上げます。

上野谷委員

この指針の策定に向けてはよくできていると思いますし、皆さま方の今までのご努力を敬意を表したいですけれども、質問です。

現在、24区ありますけれども、地域福祉計画は、アクションプラン含めて、つukらない区があってもいいという、そういう考え方なんでしょうか。まず、それを聞いてから、私の意

見を述べたいと思います。区長の考えで、つくる区もあればつからない区も出てくるだろうことは予測されます。

事務局（橋本 福祉局生活福祉部総合福祉調整担当課長）

今、お話がございましたが、区長のマネジメントのもとで、こういった計画の策定が進んでまいろうかと思えます。アクションプランの発展形が区の地域福祉計画となるように、私どものほうは考えてございますが、最終的には区長の判断、マネジメントということになってまいろうかと思えますので、私どもの支援といたしましては、そういった方向性で進めてまいりたいとは考えておるところでございます。

上野谷委員

私は、国のほうの1997年基礎構造改革の委員でございました。2000年の社会福祉法をつくったんですけれども、私は2000年の社会福祉法というのはすごく大きな改革やったと思えます。そのときに、地域福祉計画というのは行政計画として、行政が責任をもつ、すなわち市議会が責任をもつということなんですよ。

当面、大阪市がどうなるのか。私どもは社会福祉というのは生活者を扱いますから、1日たりとも休むことができない。ですから、大阪市が大阪都になるのかどうか知らないけれども、そこに到るまでの間、推進指針を出して、区長がいろいろお考えあって、やる気がある区長は区民とともにやりましょうでは困るわけですよ。やはり責任をもってもらわないといけない。責任主体は行政、大阪市なんです。だから、そのところは、各団体の方も、そこはお汲みくださって。これはとても残念なことで、各区長のお考えじゃないんです。これは行政施策として区長につくらせんといかん。そのときに、つくり方としては住民参加なんです。行政施策や、行政計画やということを、きちりと守っていただかないと恥ずかしい。

広い意味での福祉を推進してきた今までの既存の団体、女性会、地域振興会、社会福祉協議会、社会福祉法人施設も含めて、そこを台無しにするような計画推進のやり方はぜひ控えていただきたい。

それでなければ、新しいNPO法人とか、新しい団体、新しいことをしようとする若い人も、お互いの力を生かし合う、こういう時代にやっていることが、書いていることと違うことをやっていただくと。

市民は生きてるんですね。社会福祉は貧困は扱いません。貧困者を扱います。病気は医療ですけど、病人は社会福祉です。要するに、人を扱っているから休めない。A区とB区の障がい者の施策が変わっていいなんて、理論的にもおかしいし。もちろん区の特長ありますよ。それは独自のものをやっていたかかないといけないけど、オール大阪でやらないと、こんな狭い、30分で神戸に行き京都に行くような小さな小さなところが、24区、25区になると、練習しておかないと、絶対、次、自治の自立、できませんよ。

ですから、ぜひぜひ、みなさま優しいから。女性会だつてつぶしたらあきませんよ。そのように思っています。ちょっと言い過ぎましたけれども。

白澤委員長

少し整理だけして、もう1回ご質問したいのですが、今は既存の大阪市政の中で進んでいるわけですね。大阪市の中では各区で地域福祉のアクションプランをつくるということについては、位置づいているということで、今のご質問との関係でいうと、大阪都政になったときの議論と今の議論というのは、少し整理をして、もうちょっと事務局からご説明いただきたいんですが、今の現状でもこういうことをつくる・つくらないという議論があり得るのか。やはり今までどおり、この部分については、一定大阪市としてこういうものをつくれという義務的な要素というのは含んでいるのかどうか、そこ、少しわかりにくい部分があるんですが、ご説明いただくと大変ありがたい、こういうように思いますが、いかがでしょうか。

事務局（山田 福祉局長）

今の上野谷委員からのご質問、正直に言いまして、厳しいご指摘だと思います。

まず、今ございましたように、将来の大阪都、あるいは大阪府、大阪市ですね、新たな行政単位がどんな形になるか、今のところはまだ十分見えてない段階でございます。一方で、この指針に明らかにいたしましたように、大きな方向性としては、地域に根ざしたいろいろな社会支援、あるいは団体、あるいは社会福祉法人等も含めて、いろいろアイテムを活用して地域の住民のニーズにこたえていくというのは、これは基本でございます。それが、今、非常に過渡的といいますか、これから渡っていく段階でございますので、将来が見えない中で、どういう形で、今先生おっしゃったように、練習といいますか、あるいは検証といいますか、今まで大阪市が培ってきたことが全部悪いことではないのであって、ほとんどは非常に伝統を踏まえた、あるいは地域性を踏まえた取り組みであったと思います。今後も十分生

かしていただけるように取り組んでいかないといけないと思いますし、例えば個別のアイテムといいますと、食事サービスでございますとか、ネットワークですとか、あるいは民生委員なんていうのは非常に長い歴史をもっておるわけですから、これらをどんなふうを活用して、仮に新たな行政単位になるとしたら、どんなふうに継承していくか、今の大阪市の福祉を扱っておる者としては、十分認識をしていかないといけないと思っております。

それと、区長さん、正直申し上げまして、さまざまな方がおられますが、区によりましては、いろいろな方々の智慧も借りるといっていい形をとられている区もあります、正直申し上げて、そういう区は当然、今までの地域福祉計画あるいはアクションプランを踏まえて取り組んでいかれることだと思いますし、私どももそれらを、判断は私どもしませんけれども、十分にお伝えしていく、ご説明をしていくというのは、私どもの責任であると考えておりますので、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

当然、状況は刻一刻とかわっていくと思っておりますので、それぞれの状況の中で、またご相談をさせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、基本的には住民の福祉、地域で生活しておられる方々の生活ということに視点を置くということでございます。そのために私どもが区役所に対してどのようにご提案をしていく、あるいはプランを出していくか、こういうことになろうかと思っております。そこらへんは、長く、大阪市の福祉をやってきた者といましては、十分心しておりますので、そこらへんはお含みおき願いたいと思っております。

白澤委員長

今の上野谷委員の質問も含めてですが、大阪市の社会福祉審議会としては、こういうようなアクションプランの提案もしてきたという経過がございます。そういう意味では、それが間違いなく、その当時は区民福祉という、区というところを単位に福祉を考えていくことの重要性を指摘し、それがおそらくアクションプランにつながり、今日に至っていると。そういう意味では、その意義を、審議会としては一定確認をしておきたい、こういうように思います。

大阪市の今の実情の中で、できる限り区民の福祉を守っていくという観点から、こうしたアクションプランが、せつかくガイドラインもできたわけでございます、そういう意味ではそれを実現するよう、今の時点で一つ働きかけをする。

将来においてどうなるかという問題については、また審議会全体として一定の提言なり、そういうことも含めたことを考えていただければ大変ありがたいというようにさせていた

だきたいと思いますが、事務局、何かございますでしょうか。

乾委員

ちょっとよろしいでしょうか。アクションプランそのものは、この審議会、全体的な大阪市の施策というよりも、地域又は、区レベルでの取り組みですが、私の区では、つい10日ほど前アクションプラン推進委員会を行い継続することの必要性を確認しました。新区長も出ていただきましたし、新たな取り組みもしております。これには、新しい区長さんも理解され、各地域にも頻繁に足を運んでいただいて、進めています。

ただ、区の福祉推進で一番大事なのは地域組織です。市では地域活動協議会を、新たな組織をつくろうとしております。市内では2ブロック11区で市社協、当該区社協がコンサルタント会社と共同体を組み、地域コミュニティ支援事業への取り組みを開始しています。私たちの南部のほうでは6区かかわっておりますけれども、その6つの区の中で、社協が区と連携しながら、アドバイザー支援員をおき、活動しておりますが、すでに1つの区では区長判断でもって、社協の支援は受けないといい、抜けているのが現実です。大阪市全体でみた場合は果たしてうまくいくかどうか、非常に懸念をしているところであります。

ですから、区長の判断によって、区によって違いが出てくるのではないかなと思います。我々の区では進めていこうとしておりますが、市の全体的な福祉推進の取り組みにも影響してくるのではないかと思います。一応現況を報告させていただきます。

白澤委員長

今、乾委員からもございましたように、市の社会福祉審議会でもこういうことを議論をし、そしてアクションプランにつながってきたということもございますので、ぜひ、今の継続性がなかったら、次の大阪都の議論にもなかなかつながりにくい、とりわけ地域福祉計画というのは義務化ではなくて、それぞれの市町村の、半ば義務的な要素はございますが、一定推奨するという仕組みでございますから、そういう中ではやはり一定の枠組みをどういうように連続性をもたしていくのかについては、大阪市という仕組みの中で各区が動いていることも事実でございますから、そのあたりの連続性というのは、事務局として積極的に各区に働きかけていくというようなことをお願いしたい、審議会としての意向としてお伝えしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員の皆さま方、それでよろしいでしょうか。

今回は報告事項でございますので、審議というよりも審議会の意見という形をお願いをしておきたいのですが、よろしいでしょうか。

ほかに何か、委員の先生方から、本日ご提案いただくようなものはございませんでしょうか。

ほかになければ、本日の総会の案件については、以上で終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

事 務 局

白澤委員長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、本日お忙しいところ、長時間にわたりご審議いただきどうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の総会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。